

## 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金に係る Q&amp;A

No	質問	回答
<b>補助金交付対象者について</b>		
1	対象となる事業者はどのような事業者か。	市内の旅館やホテル・民宿等の宿泊施設や飲食店、並びに主に観光客等にサービスを提供する施設及び事業者で、新型コロナウイルス感染症の発生予防や衛生対策等の取組を実施している施設や事業者が対象となります。
2	申請時点において、市内で営業をしているかどうかは、どうやって確認するのか。	営業許可証（保健所・公安委員会等発行）の写しを提出していただきます。許可証がない施設については、業界団体の自主発行する資格証や登録証、確定申告書の第1表など、経営実態の分かる資料の写しを提出していただきます。
3	営業許可申請が不要な業種はどうやって判断するのか。	申請書（第1号様式）の誓約事項の署名をもって、対象区分者であることの誓約をしていただきます。
4	専ら観光客が宿泊する施設とは何か。	一般的なホテル、旅館、民宿となります。 なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業種（宿泊施設においては、いわゆるラブホテル）は対象外となります。
5	民泊は対象か。	旅館業法に基づき、簡易宿所として営業許可を得ている場合は対象となります。
6	スーパーやコンビニは含まれるか。	いいえ、含まれません。観光客が訪れることはありますが、売上げに占める観光客の割合が低いいため、対象外としています。
7	本社は指宿市内にあるが、店舗は指宿市外にある。対象になるか。	いいえ、対象になりません。 指宿市内に立地する店舗等が対象です。
8	感染症の影響により現在営業を休止しているが、申請することはできるか。	事業継続の意思があれば申請可能です。
9	2つ以上の施設を営業している。申請はどうなるのか。	対策をした施設ごとに、補助率・上限額以内で補助金を交付しますので、施設ごとに申請をしてください。ただし、同一敷地内にある複数の施設は、1施設とみなします。
10	限度額が違う施設を有している場合の申請書は1枚でいいか。 (限度額を加味できていないのではないか)	前提として、同一事業者が同一敷地内に複数の施設を有している場合は、1施設とみなします。そのため、同一事業者で同一敷地内にあるものは、限度額の高い区分で1施設として申請してください。敷地が別であれば、それぞれで申請してください。
11	同一敷地とはどういうものか。	①事業展開するうえで、使用している敷地のことをい

		<p>います。</p> <p>②土地の登記簿上の所有者が同一と認められる場合（例：法人名義と当該法人役員の個人名義が同じ場合）は、各々の地番が異なるとしても同一敷地とみなします。</p> <p>③道路や河川、樹木等で隔てられている場合でも、一体的に活用されている場合には同一敷地とみなします。</p>
12	1つの建物に営業形態の異なる店舗がある。それぞれで申請は可能か。	事業者が異なる場合は、それぞれの施設で申請可能です。
13	納税猶予等の相談とは何を指すのか。	コロナ感染症の影響により、市税務課に徴収猶予申請中であつたり、分納等について相談を行っていたりしている状況となります。
<b>補助金交付対象について</b>		
14	いつ時点での経費が対象となるのか。	令和2年4月1日から11月30日までに取得した消耗品や備品等が対象となります。
15	発注を11月30日にしたものも申請の対象になるか。	発注日が対象期間内であり、かつ令和3年1月29日までに支払われるものが、対象となります。
16	令和2年4月1日以前に発注したものは対象になるのか。	発注日が対象期間外のため、対象になりません。
17	補助対象経費はどのようなものが考えられるか。	別紙ご参照ください。 ※新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から、補助事業目的に合致し、必要と考えられる備品等を幅広く対象としていただいております。不明なものはお問合せください。
18	コロナ対策で、5年リースの備品を導入し、一括で支払った。全額補助対象になるのか。	4月1日から11月30日までに導入したのについては全額補助対象となります。 ただし、分割払いの場合は、実績報告の期限が事業完了後60日までと定められておりますので、その期間内に支払われたものに限りです。
19	補助対象経費は税込みか。	税別。消費税および地方消費税相当額は対象外です。
20	部屋食に対応できるように食器を購入した。対象になるか。	新型コロナウイルス感染の拡大を防止する目的ですので、対象です。
21	補助対象の物を複数施設で一括購入した場合は申請可能か。	施設ごとの明細がわかる資料を添付していただければ申請可能です。
22	国の持続化給付金を受けているが、補助金申請はできるか。	国の持続化給付金は、売上げ減少に対する給付金であり、特に用途を定めているものではありません。本補助金とは目的が違うので、持続化給付金を受領していても申請はできます。
23	交付要綱第2条第2項第5号に、	市では、「同様の事由」とは一事業で、一領収のもの

	市、県、国等から同様の事由による補助金等の交付を受けている者は補助対象外とするところがあるが、「同様の事由」とはどういったものか。	と定義しています。例えば、A 宿泊施設がフェイスシールドの購入（一領収）について本補助制度の活用を検討している場合に、フェイスシールドの購入に対して既に本補助制度以外の市や県、国等の補助金等を活用している場合などです。 なお、A 宿泊施設が、フェイスシールド以外の、大浴場の脱衣所改修について申請する場合に、他の補助金等の交付を受けていなければ、本補助制度の補助対象となります。
24	県の補助金を受け、1000万円の工事を行った。県の補助金の不足分に市の補助金を充てられるか。	県のスキームが現在（7月17日時点で）明確に示されていませんが、県の補助金を活用しているものについては、「同様の事由」となり、対象外となります。
25	交付要領第5条第3項に、1補助事業者につき、1回に限るとあるが、「1回」とはどういう意味か。	B 宿泊施設が、コロナ対策として、マスク購入と厨房改修をした場合に、「マスク購入のみ」を申請したとすると、「マスク購入のみ」を1補助事業者につき1回の申請とみなします。そのため、後日、改めて厨房工事の申請を行おうとしても、本補助制度は活用できないこととなります。（要事前相談） マスク購入と厨房工事を併せて申請した場合は、その申請を1回とみなします。
26	県も同じような補助金を予定している。市の補助金を申請すると、今後、県の補助金が使えない可能性はないか。	現在（7月17日時点で）、県のスキームが明確に示されていませんが、同一の領収書での市・県の補助金の二重申請はできません。市の補助限度額を超える事業規模が現時点で想定される場合は、県のスキームが明確になった後に、市の補助活用の判断をしていただいたほうがよいと思われます。
27	県の補助金は、備品等の購入と施設改修は別区分か。	現在（7月17日時点で）、別区分となっており、重複申請可能のようです。
28	県の補助金の1事業のくくりはどうなっているか。	現在（7月17日時点で）、県のスキームが明確に示されていません。直接県にお問合せください。
<b>交付について</b>		
29	現金給付は可能か。	現金での給付は行っておりません。 口座振り込みができるように法人名義又は代表者名義の口座をご用意ください。（通帳の口座情報を視認するか、写しをもらう。）
<b>申請手続きについて</b>		
30	申請様式等はどこでもらえるのか。	申請書は、市観光課・商工水産課の窓口または市ホームページから入手できます。
31	郵送での申請は可能か。	可能です。後から、記載内容を確認することがある

		ので、電話連絡先と担当者名を明記してください。
32	申請に必要な書類は。	①交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第2号様式） ③営業許可証等の写し をご準備ください。車両の申請をする場合は、車両申告書を、非課税団体の場合は、納税義務が免除であることがわかる資料があれば併せてご提出ください。
33	申請から補助金振り込みまで手続きが多い。簡略化できないか。	市の補助金交付規則に則っております。国からの交付金を活用しての補助事業になりますので、最低限必要な確認資料の提出や審査をさせていただきますので、ご理解をお願いします。
34	申請者は、施設の長でもよいか。	基本的には組織の長となりますが、今回の補助は、市内の施設に対する予防対策ですので、施設の長又は支店長、営業所長等で構いません。
35	申請者欄の住所は、店舗住所になるのか。本社住所か。	本社住所を記入してください。ただし、施設の長又は支店長、営業所長等が申請する場合は、その所管施設の住所を記入してください。
36	申請書類に押印する代表者印は、個人印でもよいか。	法人の場合、原則として個人印は認めません。代表者印をご捺印ください。ただし、施設の長又は支店長、営業所長等が申請する場合は、その施設の印がない場合は個別にご相談ください。
37	事業計画書に記載した内容（数量）が変わったら、変更申請書の提出は必要になるのか。	補助金申請金額に変更が生じる場合は、必ず提出してください。軽微な変更、その他については、事務局にお問い合わせください。
38	補助限度内で増額を希望する場合の手続きはどうなるのか。	変更申請書に変更の内容が確認できる書類を添えて提出してください。
39	ネットで購入して領収書を出してもらえない場合、どうすればよいか。	支払いが完了したとわかるもの（支払い画面をスクリーンショットしたものをプリントアウトする等）を提出してください。
40	本補助金は申告の収入の対象か。	申告における収入の対象となります。課税所得となりますので、申告の際は税務署又は税理士、会計士等にご相談ください。
41	領収書ではなく、レシートしか保管していないが、それでもよいか。	必ず領収書が必要となります。また、内訳が分かる資料も必要となります。
42	写真は撮っておかなければならないのか。	改修工事や大型備品などは、その設置状況等が分かる写真を撮り、また、単体で1万円以上の機器等についても写真を撮り、実績報告時に提出する必要があります。